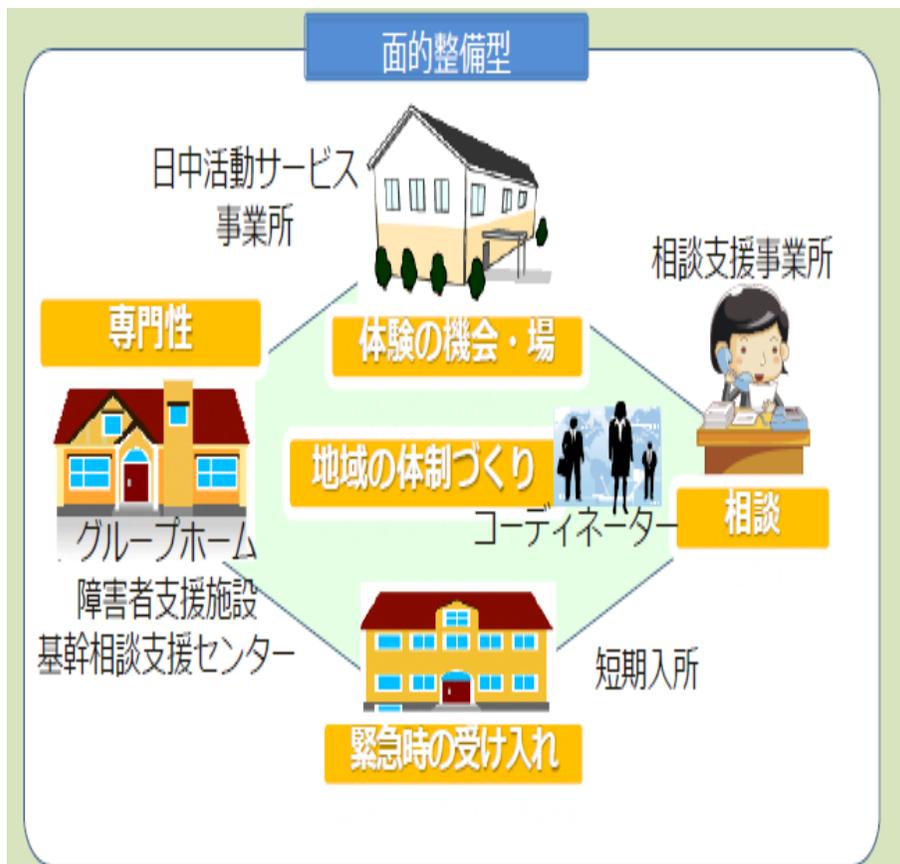


目的

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

拠点機能

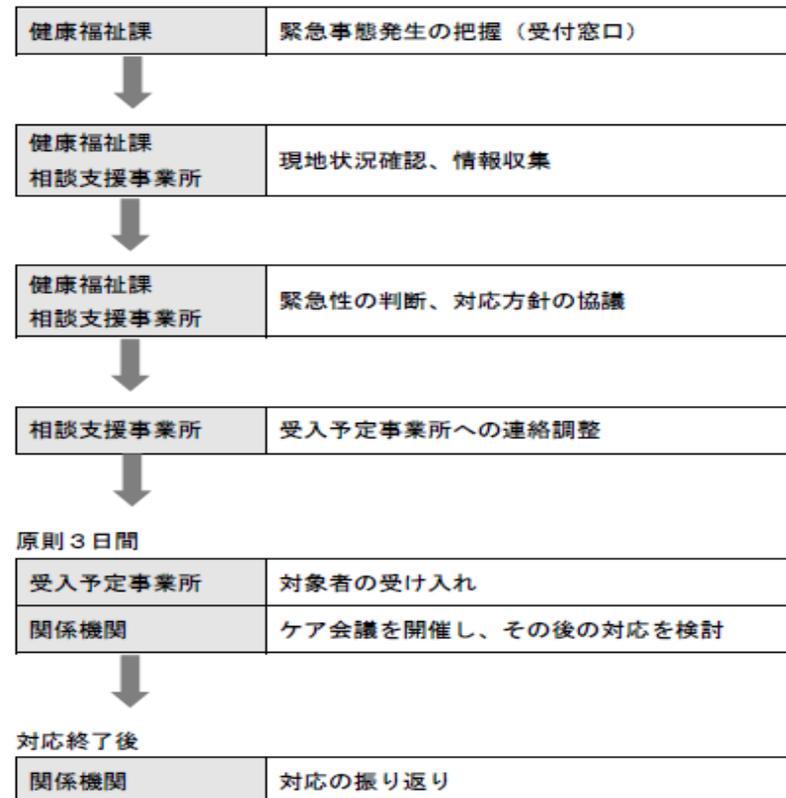
○緊急時の受け入れ・対応（面的整備型）



参照：厚生労働省ホームページ“地域生活支援拠点等の整備について”

【拠点機能の具体的な内容】

○短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。



緊急時の受け入れ・対応

対象者

- ・介護者（家族等）の不在により、一人で在宅生活を行うことができない
- ・現在支援をしている親族以外に支援者がいない、または親族が関わりを拒否しており、一人で在宅生活を行うことができない

緊急となる場合

- ・支援者（家族等）が死亡したとき
- ・支援者（家族等）が入院したとき（事前に把握できる入院は除く）
- ・その他協議して必要と認められた場合

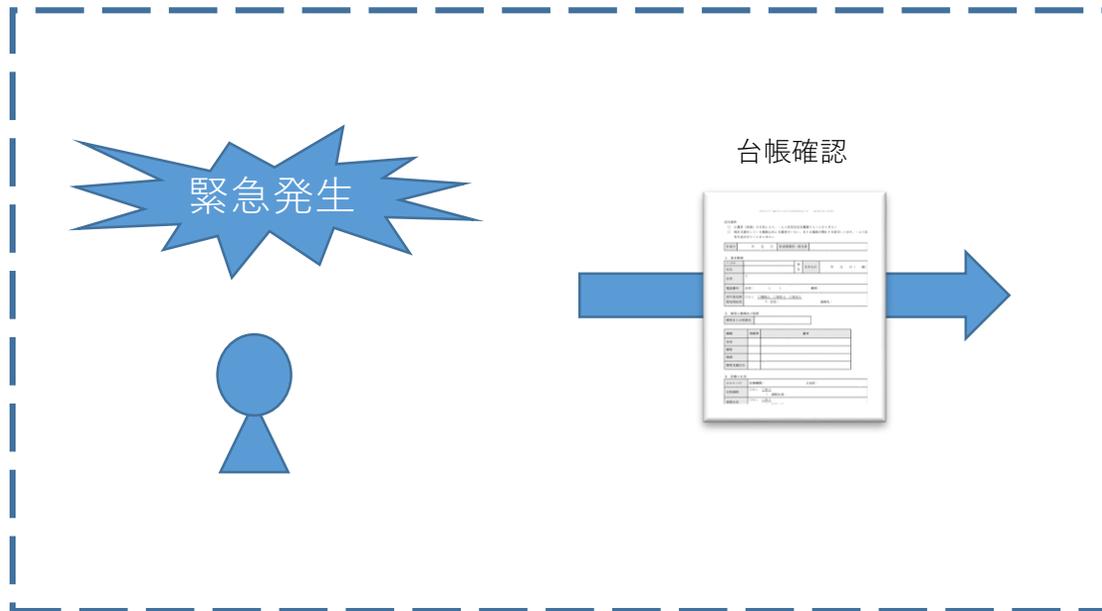
登録者台帳について

相談支援事業所等より対象者に対して事業説明を行い、同意を得た対象者について、登録者台帳を作成する。なお、登録者台帳は、受け入れ予定事業所に情報提供し、台帳原本を健康福祉課、写しを相談支援事業所及び受け入れ予定事業所で保管する。

緊急受け入れ対応について

緊急事態発生時、連絡を受けた健康福祉課は登録者台帳により、対象者情報の確認を行い、相談支援事業所と連携して事業所への受け入れ確認を行う。

「緊急時の受け入れ・対応」のねらい



- 緊急発生時に支援者が利用可能見込みのある事業所へ連絡調整をスムーズに行える。また、発見者（本人の情報が分からない方）が台帳を確認することで支援者に繋がられるようになる。
- マニュアル・台帳整備が整うことで、市内の緊急発生時に対応が必要となる方の事前把握が可能となる。
- 事前把握を行うことで、短期入所事業所等の利用がない場合でも緊急発生時に備えてサービスの体験利用を行い、万が一に備えておくことが可能となる。体験利用を行うことで、事業所においても対象者の障害特性や配慮が必要なことをあらかじめ把握しておくことが可能となる。